

「拡声機による暴騒音の規制に関する条例」の一部改正
に伴うパブリックコメント実施結果について

鳥取県警察では、「拡声機による暴騒音の規制に関する条例」の一部改正に伴い、鳥取県パブリックコメント実施要領に基づき、県民の皆様からの御意見等を募集しましたところ、5件の御意見や御要望が寄せられました。

お寄せいただいた御意見等やこれに対する県警察の考え方を、下記のとおり公表します。

記

- 1 募集期間 平成19年9月7日(金)～10月6日(土)
- 2 応募方法 鳥取県ホームページ、鳥取県警察ホームページ、県庁県民室及び各総合事務所
県民局、鳥取県警察本部及び各警察署
- 3 応募件数 5件
- 4 御意見の概要と県警察の考え方

	御意見の概要	県警察の考え方
1	測定方法や使用停止命令の改正は当然として、音量についても低音への規制に改正されるよう希望する。	本条例で規制する音量(85 dBを超える音)につきましては、騒音規制法に基づく規制基準(環境庁告示)やILO(国際労働機関)が定めた基準値(騒音注意限界レベル)等を総合的に勘案して決めたものであります。 言論及び表現の自由を最大限に尊重する観点から上記の基準を採用することが妥当なものと考えています。
2	至近距離での音量測定を可能にするための改正は当然のことである。 納得できない点は、使用停止命令の改正であり、時間と区域を指定することについては、時間指定はやむを得ないとしても、対象区域は最初から条例の中で「県下全域」と規定すべきである。	拡声機の使用停止は、憲法の保障する各種の基本的な人権の中でも特に重要な言論・表現の自由を制限するものであります。 したがって、使用停止を命ずるに当たっても、その制限は必要最小限のものとするのが強く要請されることから、暴騒音の発生を防止するため、必要最小限の区域を指定して行うのが妥当と考えています。
3	毎晩走っているラーメン屋は、夜9時を回ってもチャルメラ音をけっこう大きな音で流しながら走っている。せめて8時でやめてほしい。住民の声として、条例改正に反映してほしい。	本条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用、すなわち暴騒音について、地域の平穏を保持するため憲法上保障された言論・表現の自由に制限を加えるものであります。

		<p>御指摘のような形態の拡声機の使用については、本条例案で想定しているような憲法上の自由に制限を加えてでも規制が必要となるレベルの騒音を発生させるものでないことから、このようなケースについてまで、本条例の規制対象とすることは妥当でないと考えています。</p> <p>なお、飲食物の移動販売に伴う拡声機の使用に関しては、鳥取県公害防止条例に昼夜別の音量の規制が定められています。</p>
4	<p>「軍歌全面禁止」「暴言全面禁止」を施行すべきである。</p>	<p>本条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用、すなわち暴騒音を規制する趣旨のものであり、街頭宣伝の具体的な内容を規制することを目的とするものではありません。</p> <p>しかし、その内容が刑法の脅迫罪、名誉毀損罪等の法令の規定に抵触するものであれば、その法令を適用することとなります。</p>
5	<p>拡声機が常に移動し続けている場合、いつ、どうやって測定し、条例違反とするかを明確にすべきでは。</p>	<p>本条例で規制することとしている暴騒音は、定置された音源から発せられたものに対象を限定しておらず、現在でも移動中の音源は規制の対象となっております。</p> <p>今回の改正において、移動中の音源であっても、その音量をより正確に測定することが可能となるような測定方式を導入することとしているところでありますので御理解をお願い申し上げます。</p>